

参考例

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設 ネーミングライツ契約書

埼玉県(以下「甲」という。)、春日部市(以下「乙」という。)と△△△(以下「丙」という。)は、以下のとおり埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の名称に係る施設命名権(以下「ネーミングライツ」という。)に関し、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲、乙、丙は、この契約書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 この契約書は、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設への愛称の命名、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(ネーミングライツ)

第3条 甲、乙は、第6条第1項に定める使用期間に限り、丙に対しネーミングライツを付与する。

甲、乙は、丙から支払われる命名権料を埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の維持管理に活用するため、ネーミングライツ制度を実施し、丙は、甲、乙の事業目的に賛同して、命名権料を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

(愛称)

第4条 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の愛称は「□□□」(以下「本愛称」という。)とする。

2 本愛称は、対象施設の愛称とし、正式名称はこれを変更しない。

3 丙は、本愛称を変更することはできないものとする。ただし、やむを得ない事由により本愛称を変更する必要がある場合は、甲乙丙双方協議の上、その可否を書面により決定するものとする。

4 前項ただし書による変更に伴う一切の費用は、丙の負担とする。

(本愛称の使用)

第5条 甲、乙は、本愛称を埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の通称として使用する。

2 甲、乙は、施設のホームページ及び施設案内の印刷物等において本愛称を表示するよう努める。

3 甲、乙は、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設で行われる行事の主催者及び対象施設を使用する関係者に対し本愛称を適正に表示するよう求めるものとする。

(本愛称の使用期間)

第6条 本愛称の使用期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用期間の満了の日までにこの契約が終了した場合は、本愛称の使用期間も終了するものとする。

(名称表示サイン)

第7条 丙は、ロゴマークのデザインを含む本愛称の名称表示サイン(以下「サイン」という。)の表示場所及び表示仕様の案を作成し、書面により甲、乙の承認を得るものとする。

2 サインの設置及び変更に係る工事については費用負担も含め、丙の責任で実施するものとする。

3 本ロゴマークの著作権その他の知的財産に関する権利を取得した場合においては、丙は、甲、乙がこれを無償で使用することを認めることとし、具体的な条件については、甲乙丙協議により別途定める。

4 前3項の規定は、第4条第3項ただし書の場合においても準用する。

5 丙は、本契約が終了するまでに、自らの責任と費用負担により、名称表示を除却し、標示設置前と同様の状態に復旧するものとする。

6 丙は、名称表示の全部又は一部が汚損等で清掃等が必要と判断した場合は、甲、乙と協議したうえで、清掃等を実施することができる。

7 事故その他の事由により対象施設が損傷し、名称表示が判別不能となった場合、丙は、第1項の規定により、再度名称表示を設置することができる。

8 甲、乙は、丙と同種の事業を行う民間事業者等が対象施設を利用する際、当該民間事業

者等が作成する案内等に愛称を使用しないことを認めることができる。

- 9 甲、乙は、対象施設の利用者の混乱を避けるため、必要に応じて愛称名と対象施設の正式名称を併記することができる。

(命名権料)

第8条 本愛称の命名及び使用に係る費用(以下「命名権料」という。)は、金 〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇円・消費税率10%)とする。ただし、名称標示の設置が可能な期間(実際に丙が標示を設置しているか否かを問わない)が1年間に満たない場合には、日割りで算出するものとする。

(命名権料の納付)

第9条 丙は、前条の命名権料を、次のとおり分割した上で、甲、乙の発行する納入通知書により納付期日までに納入しなければならない。

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
納入額	円	円	円	円	円
納入期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

- 2 丙は、第1項に定める納入期限までに同項に規定する額を納入しないときは、当該支払期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条第2項に規定する割合で計算した遅延利息を甲、乙の指定する期日までに納付しなければならない。

(命名権料の返還)

第10条 既納の命名権料は、これを還付しないものとする。ただし、丙の責めに帰することができない事由によりこの契約が終了した場合における解除の日が属する年度の命名権料は、当該年度の開始日から解除日までの日数に応じて、当該年度分の前条の命名権料を日割りにより計算した額とする。

この場合において、甲、乙が既にその額を超える命名権料を受領しているときは、当該超過した額を丙に返還するものとし、甲、乙がその額の命名権料を受領していないときは、丙は、前条に定める納入期限までに納入しなければならない。

- 2 前項ただし書きの場合において、返還する金銭には、利息を付さないものとする。
- 3 命名権料の納入に要する費用は、丙の負担とする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金の額は、命名権料の10分の1以上又は免除とする。

- 2 甲、乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、第1項の契約保証金を丙に返還す

る。

- (1) 丙が第 18 条に定める義務を履行したことを甲、乙が確認したとき（第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除されたときを除く。）。
 - (2) 甲、乙が第 12 条第 3 項の規定によりこの契約を解除したとき。
 - (3) 丙が第 13 条の規定により、この契約を解除したとき。
- 3 契約保証金には、利息を付さない。
- 4 丙は、甲、乙に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

（甲、乙による契約の解除）

第 12 条 甲、乙は、丙が次の各号のいずれかに該当したときは、丙に対して、書面による通知をすることにより、この契約を解除することができる。この場合において、甲、乙は、丙から事前に事情を聴かなければならない。

- (1) 丙の違法行為その他丙の責めに帰すべき事由により、丙の社会的信用が失墜したと客観的事実に基づき甲、乙が認めたとき。
- (2) 丙が本契約に違反し、かつ、当該違反を是正すべき旨の甲、乙の書面による通知を受けてから 30 日以内に、その違反が解消されないとき。
- (3) 丙が次条各号に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。
- (4) 丙から、命名権料の納付が見込めないと判断したとき
- (5) 丙に、甲、乙の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (6) 丙が次のいずれかに該当するとき。

ア 法令及び条例、規則に違反している者

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

オ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、市町村税、消費税又は地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者

ク その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である者

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続きをしている者

コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条に規定する風俗営業を営む者

サ 政治性又は宗教性のある事業を行う者

シ 公序良俗に反する事業を行う者

ス 施設の設置目的等に照らし命名権者として適当でないと認められる者

2 前項各号に定めるもののほか、丙の業績の著しい悪化等により、丙に本契約を継続することが困難な事由が生じた場合は、甲、乙及び丙は誠実に協議し、双方合意の上、本契約を解除することができるものとする。

3 甲、乙は、前2項に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、丙に通知しなければならない。ただし、甲、乙は、業務上緊急的にやむを得ない事由がある場合には、何らの催告なく本契約を解除することができる。

4 丙は、前項の規定により本契約を解除された場合には、直ちに、自らの責任と費用負担により名称標示を除却し、標示の設置前と同様の状態に復旧するものとする。

（丙による契約の解除）

第13条 丙は、甲、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲、乙に対して、書面による通知をすることにより、この契約を解除することができる。この場合において、丙は、甲、乙から事前に事情を聴かなければならない。

(1) 甲、乙の責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することができないと認められるとき。

(2) 甲、乙が本契約に違反し、かつ、当該違反を是正すべき旨の丙の書面による通知を受けてから30日以内に、その違反が解消されないとき。

- 2 丙は、前項の規定により本契約が解除となった場合には、直ちに、甲、乙の書面による承認を受け、標示の設置前と同様の状態に復旧するものとする。この場合において、当該復旧に係る費用負担については甲乙丙協議により定めるものとする。

(損害賠償)

第14条 第12条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合において、甲、乙又は第三者に損害があるときは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおり丙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該解除の理由が丙の責めに帰することができないものであると甲、乙が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 丙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲、乙の請求に基づき甲、乙に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲、乙に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が契約金額の10分の1に相当する額に満たないときは、丙は、その不足額を違約金として甲、乙の請求に基づき甲、乙に支払わなければならない。

- 2 第12条第3項及び第13条各号の規定により契約を解除した場合において、丙又は第三者に損害があるときは、甲、乙がその損害を賠償しなければならない。

- 3 丙は、その責めに帰すべき理由により本愛称の命名及び使用に関し甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該第三者に与えた損害の発生が甲、乙の責めに帰すべき理由による場合は、甲、乙の負担とする。

- 4 前3項の規定により甲乙丙間で賠償すべき損害額は、甲乙丙協議して定めるものとする。

(不可抗力等)

第15条 甲、乙又は丙は、災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行に支障があると判断した場合は、相手方と協議して契約の内容を変更することができる。

(優先交渉権の付与)

第16条 甲、乙は、丙に対し、対象施設に係る次回のネーミングライツ契約について、優先的に交渉する権利を付与するものとする。

- 2 丙は、前項の規定により優先的に命名権の付与を受けようとするときは、契約期間終了前6か月前までに甲、乙に申し込まなければならない。

(法令遵守)

第 17 条 丙は、本契約の締結に際し、別記様式による書面を甲、乙に提出し、第 1 条の遵守義務の履行について誓約しなければならない。

2 丙は、前項の規定による誓約に違反する事実があると認めたときは、甲、乙に対し、遅滞なくこれを書面で報告しなければならない。

3 甲、乙は、丙による関係法令等に関する状況を確認するため、必要があると認めるときは、丙又は丙の役員若しくはその関係者等から事情を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(原状回復)

第 18 条 丙は、第 6 条に定める本愛称の使用期間が終了した場合は、丙の負担において、遅滞なく、サインを原状に復し、その旨を甲、乙に通知しなければならない。

2 甲、乙は、前項の規定による通知があったときは、サインの原状回復の状態を確認するため検査を実施するものとし、丙は、甲、乙が実施する検査に協力するものとする。

(秘密保持)

第 19 条 甲、乙及び丙は、互いに本契約の履行を通じて知り得た相手方の経営上又は業務上の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令、裁判、政府機関の要求のある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、開示、公表等をする場合の内容については、事前に甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

3 前 2 項の既定は、本契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(権利譲渡等の禁止)

第 20 条 丙は、本愛称に係るネーミングライツを第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲、乙の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(行政財産の使用許可)

第 21 条 丙は、施設看板の新設等により公共施設の敷地を使用するときは、埼玉県財務規則（昭和 39 年規則第 18 号）第 154 条に規定する行政財産の使用許可を受けなければならない

い。

(重要な事情変更)

第 22 条 甲、乙及び丙は、本契約に関し、事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(通知等)

第 23 条 本契約の規定による請求、通知、報告、申請、承認、指示、届出又は提出は、緊急の場合を除き、相手方に対する書面又は電磁的記録により行わなければならない。

2 本契約の履行に関し甲乙丙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して甲、乙及び丙間で用いる計量単位は、設計図書に特段の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。

5 本契約上の期間の定めは、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)が規定するところによるものとする。

6 本契約の締結に要する費用は、丙の負担とする。契約を変更した場合も、同様とする。

(準拠法)

第 24 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、必要に応じ、甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事 大 野 元 裕 印

春日部市中央七丁目2番地1

乙 春日部市

春日部市長 岩 谷 一 弘 印

住 所

丙 ○○株式会社

代表取締役 □ □ □ □ ⑨

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設ネーミングライツ誓約書

(元号) 年月日

甲 埼玉県知事 大野 元裕 様

乙 春日部市長 岩谷 一弘 様

丙住所 〒

商号又は名称

代表者職氏名

私、△△△(以下「丙」という。)は、埼玉県(以下「甲」という。)、春日部市(以下「乙」という。)と埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設ネーミングライツ契約(以下「本契約」という。)を締結するに際し、次の事項を誓約します。

なお、この誓約に反する事実が判明したときは、本契約第12条第1項の規定により甲、乙から本契約を解除されても異議の申し立てをしません。

記

1 丙は、次の各号のいずれにも該当しない団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている法人等
- (4) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、市町村税、消費税又は地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

をいう。)

- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
- (7) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等
- (8) 施設の設置目的等に照らし命名権者として適当でないと認められる法人等